

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第205号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第258号）  
犀川流域における堤防高さの経年変化の測量成果に関する公文書

2 本件公開請求に対する処分の内容  
不存在決定

3 担当課（所）  
土木部県央土木総合事務所

4 異議申立て等の経緯

- |                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| (1) H27. 10. 21 公開請求 | (4) H29. 12. 28 諮問 |
| (2) H27. 10. 30 公開決定 | (5) H30. 6. 22 答申  |
| (3) H27. 11. 5 異議申立て |                    |

5 諮問に係る審査会の判断結果

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第11条 第2項 (不存在)</p>	<p>異議申立人は、異議申立書において、犀川の下流部では、地域全体の地盤沈下が現在も続いており、堤防の新規盛り土がなされた所などでは、載荷重による圧密沈下も生じ、建設時の堤防の高さが経年的に変化しているはずであり、そうした変化量を測量により明らかにしていくことは河川管理者の責務であるはずであると主張している。</p> <p>当審査会が国土交通省河川砂防技術基準維持管理編（河川編）を見分したところ、堤防の高さ・形状は、一連区間の維持すべき河道流下断面を確保するための基本であり、適切に堤防の高さ・形状を維持するものであり、河川巡視や点検、縦横断測量等により、沈下、法崩れ、陥没等の変化が認められた場合は、状況に応じて補修等の必要な措置を講じるものであると記載されている。縦横断測量では、現況河道の流下能力、河床の変動状況等を把握するため、適切な時期に縦横断測量を実施することを基本とし、大河川においては、5年以内に1回程度は実施することとし、中小河川においては、大きな出水や河道の改変の状況を踏まえ、必要に応じて縦横断測量を実施することとしている。</p> <p>犀川については、中小河川（2級河川）に属しているため、大きな出水や河道の改変の状況を踏まえ、必要に応じて縦横断測量を実施することとしている。</p> <p>当審査会において実施機関が月1回実施しているとする河川巡視（犀川）の記録である「河川巡回日誌」（平成29年4月～同年12月分）を見分したところ、点検項目の中に堤防があり、近年の河川巡回で見つかった事項が巡回日別、区域別に表にしてまとめられており、巡回する毎にこれまでの状況を確認できるようになっている。その表を見ると堤防の項目には記載がされておらず、堤防については、現時点で目視において大きな変化は確認できず、堤防築造後、大きな出水や河道の改変が起きていないため縦横断測量は実施していないとした実施機関の主張と符合しており、異議申立人が公開を求める内容のデータは作成していないとする実施機関の主張は、不自然、不合理ではない。</p> <p>以上のことから、本件処分は妥当であると判断した。</p>

6 審議経緯 審査回数 4回

(別 紙)  
答申第205号

# 答 申 書

平成30年6月

石川県情報公開審査会

## 第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経緯

### 1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成27年10月21日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（公開請求に係る公文書の内容）

犀川流域における堤防高さの経年変化の測量成果に関する公文書

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成27年10月30日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

当該請求に係る公文書は作成されていないため、存在しない。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成27年11月5日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 4 諮問

実施機関は、平成29年12月28日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

犀川の下流部では、地域全体の地盤沈下が現在も続いており、堤防の新規盛り土がなされた所などでは、地盤沈下とは別に載荷重による圧密沈下も生じているはずであり、建設時の堤防高さが経年的に変化しているはずである。そうした変化量を測量により明らかにしておくことは河川管理者の責務であるはずである。河川管理業務が適切に行われている

はずである以上、このデータは存在しないはずはない。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

河川の維持管理における技術基準である国土交通省河川砂防技術基準維持管理編（河川編）では、堤防について、河川巡視や点検、縦横断測量等により、沈下、法崩れ、陥没等の変状が認められた場合には、状況に応じて補修等の必要な措置を講じるものとしてされており、縦横断測量については、大きな出水や河道の改変の状況を踏まえて適切に実施するとある。

犀川の堤防については、工事施工後、河川巡視（月1回）により目視で変状の有無を確認しているところであり、現時点で、目視において大きな変化は確認できておらず、また、堤防築造後、大きな出水や河道の改変も起きていないため、河川の維持管理に係る縦横断測量は実施していないことから、異議申立人が公開を求める内容についてのデータは作成されていない。

#### 第5 審査会の判断理由

##### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

##### 2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

犀川流域における堤防高さの経年変化の測量成果に関する公文書である。

##### 3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

異議申立人は、異議申立書において、犀川の下流部では地域全体の地盤沈下が現在も続いており、堤防の新規盛り土がなされた所などでは、載荷重による圧密沈下も生じ、建設時の堤防の高さが経年的に変化しているはずであり、そうした変化量を測量により明らかにしていくことは河川管理者の責務であるはずであると主張している。

なお、当審査会は、異議申立人に対し、実施機関から提出された理由説明書の写しを送付し意見を求めたが、特段の意思表示はなかった。

当審査会が国土交通省河川砂防技術基準維持管理編（河川編）を見分したところ、堤防の高さ・形状は、一連区間の維持すべき河道流下断面を確保するための基本であり、適切に堤防の高さ・形状を維持するものであり、河川巡視や点検、縦横断測量等により、沈下、法崩れ、陥没等の変化が認められた場合は、状況に応じて補修等の必要な措置を講じるものであると記載されている。縦横断測量については、現況河道の流下能力、河床の変動状

況等を把握するため、適切な時期に縦横断測量を実施することを基本とし、大河川においては、5年以内に1回程度は実施することとし、中小河川においては、大きな出水や河道の改変の状況を踏まえ、必要に応じて縦横断測量を実施している。

犀川については、中小河川（2級河川）に属しているため、大きな出水や河道の改変の状況を踏まえ、必要に応じて縦横断測量を実施することになる。

当審査会において実施機関が月1回実施しているとする河川巡視（犀川）の記録である「河川巡回日誌」（平成29年4月～同年12月分）を見分したところ、点検項目の中に堤防があり、近年の河川巡回で見つかった事項が巡回日別、区域別に表にしてまとめられており、巡回する毎にこれまでの状況を確認できるようになっている。その表を見ると堤防の項目には記載がされておらず、堤防については、現時点で目視において大きな変化は確認できず、堤防築造後、大きな出水や河道の改変が起きていないため縦横断測量は実施していないとした実施機関の説明と符合しており、異議申立人が公開を求める内容のデータは作成していないとする実施機関の主張は、不自然、不合理とは言えない。

以上のことから、本件処分は妥当であると判断した。

#### 4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

#### 5 付言

本件において、異議申立てから諮問まで約2年1カ月が経過しており、実施機関にあっては、今後、速やかな対応が求められる。

#### 第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 12 月 28 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 2 5 8 号)
平成 30 年 1 月 23 日	○実施機関(土木部県央土木総合事務所)から理由説明書を受理した。
平成 30 年 1 月 25 日	○異議申立人に理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
平成 30 年 2 月 27 日 (第 289 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 30 年 3 月 22 日 (第 290 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 30 年 4 月 26 日 (第 291 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 30 年 5 月 24 日 (第 292 回審査会)	○事案の審議を行った。